

町県民税の申告受付が始まります

この申告は、町県民税を適正に課税するための基礎資料となるほか、国民健康保険料の計算や所得証明などの基礎資料にもなります。事前に必要な書類を準備し、正しく申告しましょう。

受付期間

町県民税の申告は2月17日(月)開始予定で3月17日(月)までです。詳細については別途配布の日程表をご覧ください。税務署での確定申告受付も同日程です。期限近くになると大変混み合いますので、できるだけ早めに申告しましょう。

申告受付会場

申告受付会場は、混雑分散のため対象地区を指定しています。別途配布の日程表をご確認のうえ、できるだけ指定日に申告されますようお願いいたします。

※指定日に来場できない方のために予備日を設けていますが、予備日は特に混雑しますのでご注意ください。

収入状況届出書

平成26年1月1日現在、南三陸町に住所がある方(世帯主あて、世帯毎)を対象に「収入状況届出書」を配布します。必要事項を記入し、申告の際に必ず持参ください。

☆次ページフローチャートの「申告不要」に該当する方は、申告会場にお出でいただく必要はありません。役場または歌津総合支所の窓口への収入状況届出書の提出だけで結構です。

申告前にご確認ください

申告会場にお出でいただく際には、次のものを必ず持参されますよう事前にご確認ください。

○町から送られた収入状況届出書

出書

○印鑑
○年金または給与の源泉徴収票の原本

※所得税の確定申告をする場合は、必ず源泉徴収票の原本が必要になります。お手元がない場合は、事前に年金事務所または給与の支払いを受けた事務所から交付を受けてください。

○事業を営んでいる方は、収入と経費をまとめた書類及び経費に計上したものの領収書

※農漁業を営んでいる方は、農協または漁協から交付された年間取引領収証明書を持参してください。

○各種所得控除を受ける場合は、控除の内容が分かるもの(医療費の領収書、各種保険料の証明書、障害者手帳など)

東日本大震災に係る雑損控除について

昨年までに雑損控除の申告をされ、繰越額がある方は次ページフローチャートに「必要書類等」

○直近の確定申告書の控、または税務署から送付された「平成24年分所得税の更正決議書」

○還付金振込先の金融機関名及び口座番号の分かるもの

○源泉徴収票

平成25年中に「災害関連支出」があった方についても確定申告が必要で、詳細については「必要書類等」も含め) 気仙沼税務署に問い合わせください。

(国や県・市町村に) 土地・建物等を譲渡された方へ

道路の建設や公共施設の建設等により、土地建物等を譲渡した時には「譲渡所得」として確定申告が必要となります。譲渡所得の金額は下記のように計算します。

譲渡所得の金額	
(1) 譲渡益	- (2) 譲渡所得の特別控除

- ① 譲渡益とは、「譲渡所得の収入金額」から「譲渡資産の取得費」と「譲渡費用」を差し引いた金額です。
 - ② 譲渡所得の特別控除とは、譲渡の種類等により適用される課税の特例ですが、例えば国や県・市町村に土地・建物等を譲渡した場合には、次のような特別控除があります。
- ① 収用等による譲渡：最高5,000万円(措法33の4)
 - ② 特定土地区画整理事業等のための譲渡：最高2,000万円(措法34の2)

0万円(措法34)

③ 特定住宅地造成事業等のための譲渡：最高1,500万円(措法34の2)

※右記以外にも課税の特例はありません。

右記の特例を受けるためには、確定申告書に公共事業施行者(国や県・市町村など)から交付される「証明書」を添付しなければなりません。

※詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

【留意事項】

1 東日本大震災に係る特定雑損失の繰越控除を有する方の譲渡所得の金額の計算は、まずは「譲渡益」から繰越控除を差し引き、その後「譲渡所得の特別控除」を差し引きます。

2 譲渡益や給与・年金等の所得金額を加算した金額を「合計所得金額」といいますが、この合計所得金額が適用要件となる所得控除等もありませんのでご注意ください。

(例1) 扶養控除や配偶者控除：合計所得金額が38万円

以下の者
(例2) 寡婦控除や寡夫控除：要件の一つが合計所得金額が500万円以下の者

例えば、父A：通常は年間100万円の年金収入のみのため、子Bの扶養親族

- ・H25年中に土地収用……2,000万円の譲渡収入……………①
- ・土地の取得費(概算)……100万円……………②
- ・譲渡益(特別控除前)……1,900万円……………③(扶養親族の判定)
- ・譲渡所得(特別控除後)……0円……………④

※父Aは譲渡所得が課税されませんが、扶養親族の要件である合計所得金額が38万円を超えるため、子Bの扶養控除の対象になりません。

町県民税の問い合わせ
町県民税課係 ☎461372

確定申告と消費税申告の問い合わせ
気仙沼税務署 個人課税部門 ☎2216780

※東日本大震災に係る雑損控除関連を含む。

